

【ちばぎんフリーローン契約】

私は、エム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という。）の保証による「ちばぎんフリーローン「クイックパワー〈アドバンス〉」」を株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）へ申込み、金銭消費貸借契約を締結するにあたり、次の各条項を約定します。

第1条（元利金返済額等の自動支払）

1. 私は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に払戻請求書等によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、元利金返済額と損害金の合計額相当額が預け入れられるまで、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰上返済）

1. 私が、本契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は融資実行後に送付するご契約内容のご案内（以下「契約内容通知」という）に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済の10日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰上返済により半年ごとの増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
3. 私が繰上返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰上返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、契約内容通知に定める半年ごと増額返済日とします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰上げ返済で きる金額	繰上返済日につづく月単位の返済 元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日につづく6か月単位に とりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元 金
返済期日の繰 り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、 繰上返済後に適用する利率は、契約内容通知に記載のとおりとし、変 わらないものとします。	

第3条（期限前の全額返済義務）

1. 私について次の各号の事由の一つでも生じた場合には、私は本契約による債務全額について期限の利益を失い、契約内容通知に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)私が返済を遅延し、銀行から書面等により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。
- (2)私が住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の存在が不明となったとき。
- (3)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

2. 次の各場合には、私は、銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、契約内容通知に記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)私が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2)私が第7条または第8条の契約に違反したとき。
- (3)私が支払いを停止したとき。
- (4)私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5)担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- (6)私について、民事再生手続または個人民事再生手続開始の申立その他類似手続開始の申立があったとき。
- (7)前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第3条の2（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1)私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から請求があり次第、本契約による債務全額について弁済期が到来するものとし、直ちに本契約による債務全額を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私がその責任を負います。

第4条（銀行からの相殺）

- 1. 銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、私の銀行に対する預金その他の債権等とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条（借主からの相殺）

1. 私は、本契約による債務と期限の到来している私の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債権の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は契約内容通知に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺の手続きは銀行の定めるところによるものとします。また、相殺した預金その他の債権の証書および通帳がある場合には、当該証書および通帳に届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。

第6条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する私の債務については、私の同意を得て、その期限が未到来であっても到来したものとして相殺することができます。

第7条（担保の提供）

私は、私に信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたてるものとします。

第8条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛

失、滅失または損傷した場合には、私は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第9条（印鑑・ID・パスワード等の照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行に故意・過失といった帰責事由が存しない場合には、銀行は責任を負わないものとします。またインターネットバンキング、テレフォンバンキング等において、本人確認のために入力または通知されたID・パスワード等の情報と銀行に登録されている情報が一致することを銀行所定の方法により確認のうえ、相違ないと認めて取り扱ったときは、ID・パスワード等の情報につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

第10条（諸費用の負担）

本契約に関する次の各号に掲げる費用は、私が負担するものとします。

- (1)私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- (2)その他本契約に関し、私が負担すべき収入印紙代その他一切の費用。

第11条（諸費用の預金口座よりの引落とし）

私は、前条の諸費用について、銀行所定の日に払戻請求書等の提出なしに返済用預金口座から引落とし、あるいは借入金から差し引きのうえ、銀行または保証会社への支払にあてることに同意します。

第12条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、私は直ちに銀行に書面または銀行所定の方法で届出るものとします。この届出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。
2. 私が前項の届出を怠ったため、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第13条（報告および調査）

1. 私は、債権保全上必要と認めて請求をした場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある

ときは、銀行に報告するものとします。

第14条（債権譲渡）

1. 銀行は、将来本契約による債権を他の金融機関に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になることがあります。この場合、私は、銀行に対して、従来どおり契約内容通知に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払うことに同意し、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第15条（契約の変更）

1. 銀行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本契約を変更することができます。
2. 前項による本契約の変更は、変更後の本契約の内容を銀行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第16条（合意管轄）

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または契約内容通知に記載の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

〈個人情報情報機関の登録〉

1. 私は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために使用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間

銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 前2項に定める個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません）。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

03—3214—5020

②同機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構（JICC）

<https://www.jicc.co.jp/>

0570—055—955

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

<https://www.cic.co.jp/>

0570—666—414

以上